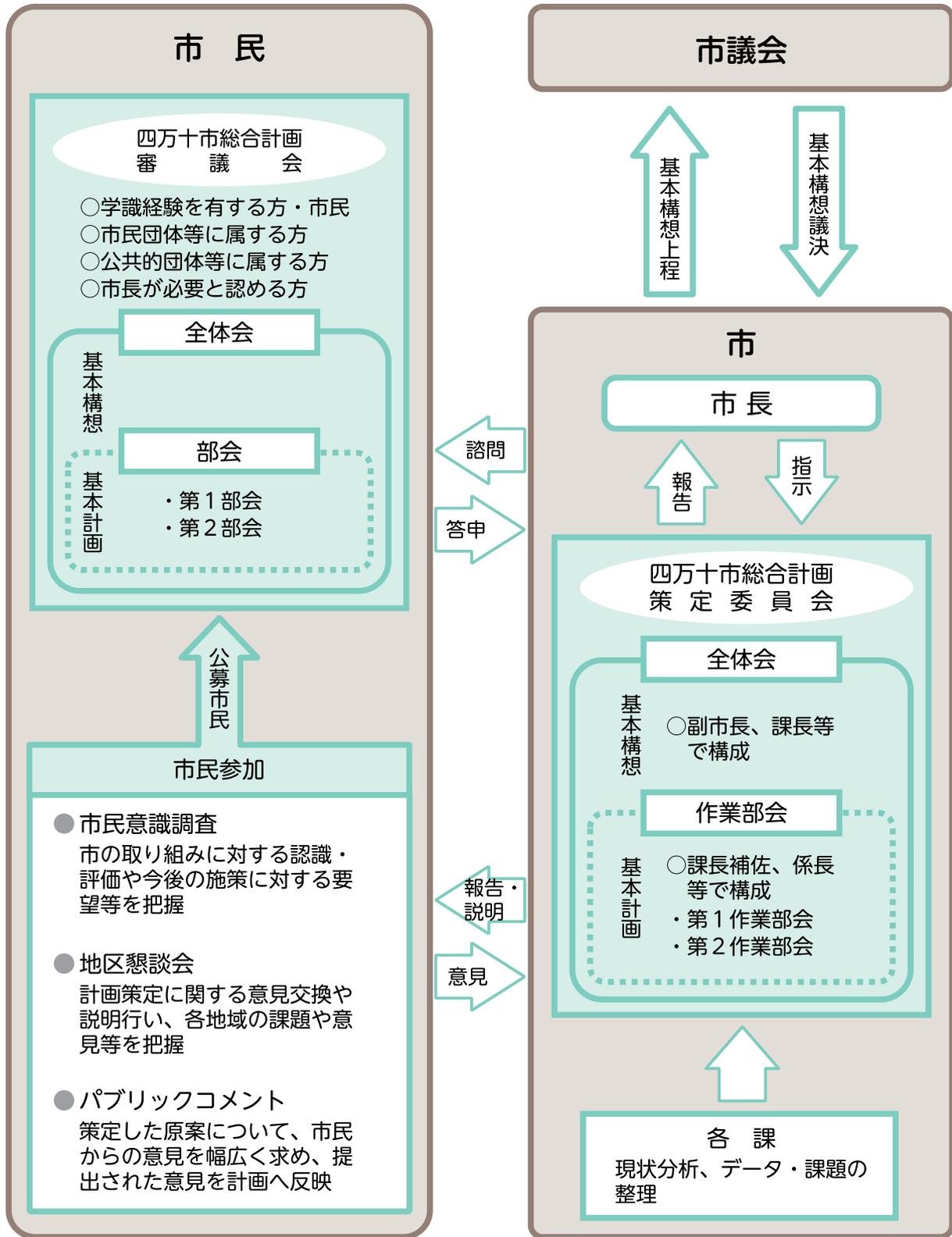


The image shows the front cover of a book. The top half of the cover has a dark blue background with a fine, white, diagonal line pattern. The bottom half is a solid, light blue color. In the center, there is a white circle with a thin brown border. Inside the circle, the title '資料編' is written in a bold, black, sans-serif font.

# 資料編

# 策定関係資料

## 1 策定体制



## 2 四万十市総合計画 策定経過

24年11月	現況調査の実施（～25年3月） ・ 将来人口等主要指標調査 ・ 市民意識調査
25年7月	四万十市総合計画審議会設置条例制定（2日）
8月	四万十市総合計画策定基本方針（案）の策定 四万十市総合計画審議会委員の一般公募（～8月23日） ・ 広報四万十8月号 ・ 市ホームページ「四万十市からのお知らせ」
10月	四万十市総合計画審議会委員委嘱（25年10月1日～27年3月31日） 第1回 総合計画策定委員会（10日） 第1回 総合計画審議会（17日）
11月	第2回 総合計画策定委員会（12日） 第2回 総合計画審議会（26日） 四万十市総合計画審議会委員アンケートの実施（11月29日～12月16日）
26年1月	第3回 総合計画策定委員会（23日）
2月	第3回 総合計画審議会（4日）
5月	各課ヒアリング（19日～22日）
10月	第4回 総合計画策定委員会（31日）
11月	第4回 総合計画審議会（5日） 第1回 総合計画策定委員会第1作業部会（11日） 第1回 総合計画策定委員会第2作業部会（12日） パブリックコメントを実施（11月12日～12月15日） 第1回 総合計画審議会第1部会（14日） 第1回 総合計画審議会第2部会（17日） 地区懇談会を市内17地区で実施（11月18日～12月24日） 第2回 総合計画策定委員会第1作業部会（20日） 第2回 総合計画策定委員会第2作業部会（21日） 第2回 総合計画審議会第1部会（26日） 第2回 総合計画審議会第2部会（27日）
12月	第3回 総合計画策定委員会第1作業部会（1日） 第3回 総合計画策定委員会第2作業部会（2日） 第3回 総合計画審議会第1部会（22日） 第3回 総合計画審議会第2部会（24日）
27年1月	第4回 総合計画策定委員会第1作業部会（8日） 第4回 総合計画策定委員会第2作業部会（9日） 第4回 総合計画審議会第1部会（15日） 第4回 総合計画審議会第2部会（16日）
2月	第5回 総合計画策定委員会（2日） 第1回 総合計画審議会役員会（6日） 第5回 総合計画審議会（9日） 総合計画審議会答申式（13日）
3月	基本構想を3月定例会市議会へ議案上程（2日） 基本構想議決（19日）

### 3 市民参画

#### ●市民意識調査

時 期	内 容
平成24年 12月3日～12月20日	総合計画の策定にあたり、本市に対するイメージや行政への評価、今後のまちづくりの方向性などについて、市民の意識を調査。 ◎対 象：2,000人 ◎回収数：1,074部 ◎回収率：53.7%

(対象は、18歳以上の男女を対象に無作為抽出により実施)

#### ●地区懇談会

時 期	内 容
平成26年 11月18日～12月24日	市内各地において、総合計画の概要説明ののち、今後のまちづくり、地区での課題等について市長と意見交換会を実施。 ◎開催地区数：市内全域17地区 ◎参加者数：215人（男性189人、女性26人） ◎意 見 数：203件

#### ●パブリックコメント（意見公募）

時 期	内 容
平成26年 11月12日～12月15日	総合計画基本計画（たたき台）に対する意見・提言を広く募集。 ◎応募者：4件（3人、1法人） ◎意見数：29件

## 4 四万十市総合計画審議会

### 諮 問 書

25 四 企 第 277 号  
平成25年10月17日

四万十市総合計画審議会  
会長 佐田 末喜 様

四万十市長 中 平 正 宏

#### 四万十市総合計画の策定について（諮問）

このことについて、四万十市総合計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、貴審議会に意見を賜りたく下記のとおり諮問いたします。

#### 記

##### 1 諮問内容

四万十市総合計画の策定に関する調査及び審議

##### 2 諮問理由

本市は、平成17年4月に1市1村が合併、新市としてスタートし、すでに8年が経過しました。

この間、世界的経済危機や少子高齢化・過疎化の一層の進行などにより、社会情勢も大きく変化し、時代に即応した行政運営が求められています。

また、東日本大震災を契機とした新たな防災対策、地方分権の推進による地方自治体の自主性・自立性の確立など、さまざまな課題に的確に対応する必要があります。

今後、合併による財政優遇措置の終了を見据え、行財政改革をより一層推進するとともに、本市の魅力ある地域資源を最大限に活用し、市民との協働を進めながら、将来にわたり持続可能なまちづくりに取り組んでいくため、平成27年度を初年度とする「四万十市総合計画」の策定に関して諮問し、意見を求めるものです。

## 答 申 書

平成27年2月13日

四万十市長 中平 正宏 様

四万十市総合計画審議会  
会 長 佐 田 末 喜

### 四万十市総合計画（案）について（答申）

平成25年10月17日付け25四企第277号で諮問された下記事項について審議したので、次の意見を添え答申します。

#### 記

1 諮問事項 四万十市総合計画の策定に関する調査及び審議

2 答申内容

諮問のあった「四万十市総合計画（案）」については、慎重に審議・検討した結果、適当と認める。

なお、審議の過程において、下記のとおり各委員から提起された意見を提出するので、四万十市総合計画の推進にあたり十分配慮願いたい。

また、本総合計画実現のため、市民の協力のもと、積極的かつ効果的な施策の展開が図られるよう要望する。

## 1 基本構想案に関する意見・要望事項

- ①総合計画基本構想は、四万十市の目指すまちの姿を明確に示し、行政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるものである。今後は、「人が輝き 夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市」を目指した取り組みを具体的に計画的に推進していただきたい。
- ②特に、少子高齢化に伴う人口減少社会において、若者が結婚し子供を産み育てる希望の持てる四万十市を目指し、産業の振興による雇用の場の確保と併せ、子育て支援対策に積極的に努めていただきたい。
- ③今後の地域づくりにおいて、「協働で築く地域力のあるまちづくり」が非常に大事な視点である。住民がいつまでも住み慣れた地域で住み続けていくために、地域リーダーの育成に加え、女性の力を積極的に活用するなど、地域住民と共に地域の姿を明らかにしながら、積極的な支援に努めていただきたい。

## 2 基本計画案に関する意見・要望事項

### (1) 第1章 自然と共生した安心で快適なまちづくり

#### ■施策1 豊かな自然環境の保全

- ①景観形成の側面も有する中山間直接支払や多面的機能交付金など、地域主導での取り組みが加速するよう、行政も積極的な支援に努められたい。

#### ■施策2 美しい水環境・景観の形成

- ①河川環境の保全・改善に向け水質汚濁や水量の問題を提起し、その要因として、森林の適正な保全や農薬、肥料の河川流出、家庭における合成洗剤の使用が要因と考えられる。このため、四万十川の清流保全に向け、以下のような取り組みを積極的に図っていただきたい。
  - ・間伐がしやすいような支援を考え推進していただくとともに、水田からの濁水対策や減農薬農法など、環境に配慮した農業の推進に努めていただきたい。
  - ・河川保全是家庭からという意識のもと、地域住民と関係諸団体が連携し、合成洗剤に代わる河川にやさしい環境浄化製品の普及・啓発活動に努めていただきたい。
  - ・清流を保全するには、広域的な取り組みが必要である。四万十川流域市町村のみならず、広見川流域市町とも歩調を合わせ、積極的な対策を講じていただきたい。

### (2) 第2章 にぎわいと住みやすさのあるまちづくり

#### ■施策6 にぎわいの市街地の形成

- ①高速道路延伸をにらみ、人の流れを街なかへ呼び込むための体制整備が急がれている。このため、行政と民間が協働しながら、本市の強みである「食」を呼び水に、歴史文化など四万十市の特色により、人が滞留できる仕組みづくりに努めるとともに、駐車場の確保など基盤整備もあわせて推進していただきたい。

### (3) 第4章 豊かな心と学びを育むまちづくり

#### ■施策16 学校教育の充実

- ①『教育体制・教育環境の充実』として、「学校・家庭・地域の連携により、開かれた学校づくりや地域での体験学習を通じ、地域の教育力の向上に努めます。」とあるが、教育現場の主体性が見えてこない。教育委員会も教育現場とともに積極的に取り組んでいただきたい。

■施策17 青少年・若者の育成

- ①非行率が全国でも上位を占める本県において、非行の問題は本人のみならず、養育する親の問題でもあるため、親に対する意識改革に努めていくことが重要である。四万十市では、乳児家庭に対する全戸訪問をはじめとする相談支援や指導のほか、子育て、親育ちのプログラムなど、保護者に子育てを考えていただくような取り組みを行っているが、さらなる支援体制の充実に向け、今後検討していただきたい。

(4) 第5章 健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり

■施策22 地域福祉の推進

- ①避難行動要支援者名簿の作成においては、障害者、要介護者だけでなく、単身高齢者など、真に必要な対象者を整理のうえ、区長、民生委員、行政、警察等が連携しながら、実効性のある名簿作成となるよう努めていただきたい。

■施策24 高齢者福祉の充実

- ①高齢化の進展に伴い、5年後、10年後を見通し、計画的に成年後見人の育成を図っていただきたい。

(5) 第6章 協働で築く地域力のあるまちづくり

■施策28 協働の推進及び■施策29 効果的な行財政運営

- ①市職員も地域の一員として、積極的に地域活動へ参加することを要望する。
- ②まちづくりの一翼を担う市職員の資質向上に向け、研修制度を充実するなど、積極的に取り組んでいただきたい。

(6) 重点プロジェクト

- ①本重点プロジェクトは、人口減少の抑制という本市最大の課題の解決に向け、その方向性を集約した取り組みであり、この推進にあたっては、以下の意見の具体化に向けた検討をお願いしたい。
- ・少子化対策の具現化を図り、子供を産み育てやすい、子育てしやすいまちとしてアピールすべきである。
  - ・あわせて、その過程において、人づくりにも力点を置くことが重要であり、能力のある若者が育てば育つほど、まちに活力が出てくる。
  - ・移住者の仕事、住居対策を強化し、移住対策が加速するよう体制づくりに努めるべきである。
- ②西土佐道の駅の整備が図られているが、地域間競争が激化する中、北部地域における地産地消・地産外商の拠点づくりの役割を担うものとして、十分な運営体制と情報発信機能のある施設となるよう、綿密な計画のもと推進に努めていただきたい。

3 本計画案に関する記述の指摘・修正箇所及び議事録について

本計画案の記述の指摘・修正箇所及び議事録を別紙のとおり取りまとめたので、今後の計画策定及び計画実施にあたって十分留意されたい。

## 【開催状況】

《全体会》

## 第1回審議会

開催日：平成25年10月17日（木）

開催場所：本庁舎3階防災対策室

## 【内容】

- ①会長及び副会長の選出
- ②四万十市総合計画の諮問
- ③四万十市総合計画審議会の役割等について
- ④四万十市総合計画策定基本方針について

## 第2回審議会

開催日：平成25年11月26日（火）

開催場所：本庁舎3階303～305会議室

## 【内容】

- ①四万十市建設計画における事業の実施状況について（概要）
- ②四万十市の人口の現状と推計について
- ③市民意識調査結果の概要について
- ④四万十市の課題設定について

## 第3回審議会

開催日：平成26年2月4日（火）

開催場所：本庁舎3階303～305会議室

## 【内容】

- ①基本構想（案）について
  - ・基本理念
  - ・将来像
  - ・基本目標

## 第4回審議会

開催日：平成26年11月5日（水）

開催場所：本庁舎3階防災対策室

## 【内容】

- ①今後の審議スケジュールについて
- ②四万十市総合計画基本計画骨格案について
  - ・基本計画施策体系
  - ・市産業振興計画（中間とりまとめ）の概要
  - ・重点プロジェクト
- ③四万十市総合計画審議会部会運営規定について
- ④部会長・副部会長の指名について

## 第1回役員会

開催日：平成27年2月6日（金）

開催場所：本庁舎3階防災対策室

## 【内容】

- ①第5回審議会進行手順について
- ②基本計画部会審議結果報告の決定について
- ③答申書（案）について

## 第5回審議会

開催日：平成27年2月9日（月）

開催場所：本庁舎3階防災対策室

## 【内容】

- ①総合計画基本構想（案）の決定について
- ②総合計画基本計画（案）の決定について
- ④答申について
  - ・答申（案）
  - ・答申日等

## 答申式

開催日：平成27年2月13日（金）

開催場所：本庁舎3階応接室

## 【内容】

- ①答申

《部会》

●第1部会

第1回部会

開催日：平成26年11月14日（金）

開催場所：本庁舎3階防災対策室

【内容】

- ①基本計画（たたき台）の審議
- ・自然と共生した安心で快適なまちづくり

第2回部会

開催日：平成26年11月26日（水）

開催場所：本庁舎6階第一・第二委員会

【内容】

- ①基本計画（たたき台）の審議
- ・にぎわいと住みやすさのあるまちづくり
- ・協働で築く地域力のあるまちづくり

第3回部会

開催日：平成26年12月22日（月）

開催場所：本庁舎3階防災対策室

【内容】

- ①指標設定の考え方の審議
- ②重点プロジェクトの方向性等の審議

第4回部会

開催日：平成27年1月15日（木）

開催場所：本庁舎3階防災対策室

【内容】

- ①設定指標（案）の決定
- ②部会案の決定  
（基本計画内容・重点プロジェクト）

●第2部会

第1回部会

開催日：平成26年11月17日（月）

開催場所：本庁舎6階議員協議会室

【内容】

- ①基本計画（たたき台）の審議
- ・豊かな心と学びを育むまちづくり
- ・協働で築く地域力のあるまちづくり

第2回部会

開催日：平成26年11月27日（木）

開催場所：本庁舎3階防災対策室

【内容】

- ①基本計画（たたき台）の審議
- ・健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり
- ・協働で築く地域力のあるまちづくり

第3回部会

開催日：平成26年12月24日（水）

開催場所：本庁舎3階303～305会議室

【内容】

- ①指標設定の考え方の審議
- ②重点プロジェクトの方向性等の審議

第4回部会

開催日：平成27年1月16日（金）

開催場所：本庁舎3階防災対策室

【内容】

- ①設定指標（案）の決定
- ②部会案の決定  
（基本計画内容・重点プロジェクト）

## 【委員名簿】

(役員以外順不同、敬称略)

		氏 名	所属・役職
会 長 (第1部会)		佐田 末喜	有識者
副会長 (第2部会)		竹葉 傳	大宮地区集落活動センターみやの里代表
副会長 (第2部会)		宮下 貞子	四万十市中村地区民生児童委員協議会副会長
第1部会	部会長	武田 正	四万十市自主防災会連合会副会長
	副副会長	福田 充	中村商工会議所会頭
		岡村 剛承	(社)四万十市観光協会会長
		尾崎 健富	(株)西土佐四万十観光社代表取締役
		中脇 篤志	有識者(四万十川西部漁業協同組合資格審査委員長)
		沖 辰巳 【沖 階吉】	四万十川下流漁業協同組合代表理事組合長
		宇都宮 恵一	高知はた農業協同組合経営管理委員会会長
		松田 正文	中村市森林組合代表理事組合長
		中脇 碩哉	西土佐村森林組合代表理事組合長
		浜田 敦夫	四万十市西土佐商工会長
		井上 克彦	四万十市商店街振興組合連合会副理事長
		岡山 修正	四万十市消防団長
		滝石 典子	西土佐エコネットワーク代表
		岡村 房枝	四万十わかば更生保護女性会長
		中脇 裕美	一般公募市民
		安光 清志	一般公募市民
第2部会	部会長	武田 光司	四万十市社会福祉協議会長
	副副会長	宮本 ルミ	子育て応援団「ほっとポケット」会長
		山崎 隆之	(社)中村青年会議所専務理事
		中川 達吉	西土佐連合青年団長
		多和 博嗣	四万十市区長会長
		浜田 隆文	四万十市西土佐地区民生児童委員協議会会長
		小原 長生 【佐竹 幸重】	四万十市医師会会長
		山崎 奈緒	四万十市保育所PTA連合会副会長
		大家 美智 【下村 明美】	四万十市小中学校PTA連合会副会長
		土森 正一	幡多地区PTA連合会 監査
		岡崎 一美	四万十市連合婦人会会長
		竹田 元久	四万十市人権擁護委員協議会副会長
		西尾 正	四万十市文化協会会長
	山下元一郎	一般公募市民	

【 】内：前任者

## 5 庁内策定体制

《庁内組織》

①四万十市総合計画策定委員会	(構成)	副市長・各課長等
	(役割)	総合計画基本構想の作成 基本計画素案の審議、決定
	(開催回数)	5回

②四万十市総合計画策定委員会作業部会 (策定委員会の下部組織) ・第1作業部会 ・第2作業部会	(構成)	課長補佐、係長等
	(役割)	基本計画素案の調査・検討
	(開催回数)	各4回

## 6 関係条例等

### 議会の議決すべき事件に関する条例

平成21年7月3日

条例第21号

改正 平成21年10月1日条例第29号

平成26年7月3日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）の規定による定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告
- (3) 各種の都市宣言の制定又は改廃

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年10月1日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第2号の規定は、同日以後になされるものについて適用する。

附 則（平成26年7月3日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 四万十市総合計画審議会設置条例

平成25年7月2日

条例第47号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市の総合計画について審議するため、四万十市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、四万十市総合計画の策定について、市長の諮問に応じ調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者及び市民
- (2) 市民団体等に属する者
- (3) 公共的団体等に属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長2人を置き、会長及び副会長は委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第3条第2項に規定する委嘱後に最初に行われる会議については市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、諮問を受けた案件に関する特定の事項を調査及び審議するために、部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定める。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、その任務を行うため必要があると認める場合は、関係行政機関又は市の執行機関から意見を聴き、資料の提出又は説明若しくは調査を依頼することができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合計画の策定及び促進に関することを所掌する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 四万十市総合計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 この訓令は、四万十市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、四万十市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 総合計画の策定に関する必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3) 総合計画案の作成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者及びその他委員長が指定する者を委員として組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に第1副市長を、副委員長に第2副市長をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 総合計画の素案の策定を円滑に行い、職員参加を推進するため、委員会に作業部会を置く。

(作業部会の構成)

第6条 作業部会は、委員会の委員長が指名する職員をもって組織する。

2 作業部会の運営に関する事項は、別に定める。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者

に対し委員会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合計画の策定及び促進に関することを所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第5号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。（経過措置等）

2 この訓令による改正後の各訓令における財務に関する規定は、平成26年度以降のものについて適用し、平成25年度までの財務に関する事項へ適用については、なお従前の例による。

### 別表（第3条関係）

区分	職
委員長	中山副市長
副委員長	和賀副市長
委員	西土佐総合支所長
//	総務課長
//	地震防災課長
//	企画広報課長
//	財政課長
//	市民課長
//	税務課長
//	環境生活課長
//	保健介護課長
//	人権啓発課長
//	商工課長
//	観光課長
//	農林課長
//	まちづくり課長
//	上下水道課長
//	市民病院事務局長
//	福祉事務所長
//	学校教育課長
//	生涯学習課長
//	地域企画課長
//	産業建設課長
//	保健課長